

第16回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成28年12月14日

○板倉部長

ただ今から、第16回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

この委員会ですけれども、地域改善対策奨学金等の返還事務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的に、京都市地域改善奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき、設置されたものでございます。

このため、当委員会の会議は、原則公開とし、傍聴席も設けております。御了承をお願いいたします。

また、お手元の委員会資料のうち、参考資料として添付しております第15回委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に山下委員長の御了解を得たうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表いたしております。この件についても御了承をお願いいたします。

そうしましたら、このあとの議事の進行につきましては、委員長をお願いしたいと思います。山下委員長、よろしくお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございます。では最初に、本日の委員会につきましては、定員4名中4名の委員が出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定によって、定足数である過半数を超えておりますので、会議が有効に成立しているということを確認します。

それでは議事に移りたいと思います。本日の議事につきましては、事務局から報告事項

が3件あります。まず1件目の報告事項「奨学金等返還事務の取組状況」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

事務局を務めております、人権文化推進課事業調整担当課長の中島でございます。よろしく願いいたします。座らせていただきまして、御説明をさせていただきます。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、資料の1ページ、資料1を御覧ください。「奨学金等返還事務の取組状況」を平成28年9月末日現在でまとめさせていただいております。ちなみに、これは平成27年度返還分が終了した時点、つまり平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間が経過した時点となります。

まず、「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」を人数ベースでまとめております。「①借受者」の人数1,404人に対する返還手続の状況でございますが、「②返還猶予」の方が3人おられます。平成27年度返還分について、在学中のため猶予決定を受けておられる方が2人、収入の大幅な減少のため猶予決定を受けておられる方が1人でございます。

次に、「③返還免除」でございますけれども、1,181人おられます。平成27年度返還分について免除決定を受けておられる方でございます。具体的に申しますと、平成27年度に免除決定を受けられた方、それから平成26年度以前に平成27年度返還分を含めて免除決定を受けておられる方の合計でございます。

それから「④返還請求」でございますが、220人おられます。この返還請求と申しますのは、返還猶予又は返還免除のどちらにも当たられない方ということになります。

返還請求の内訳でございますけれども、まず「返還済」の方が185人おられます。この返還済と申しますのは、注1に記載しておりますとおり、奨学金の全額を返還されている方、又は平成27年度返還分までを完納されている、滞納がない方でございます。

次に「未返還」でございますが、これは平成27年度返還分について、まだ返還が完了されておられない方ということになります。「滞納」は35人でございます。注3を御覧ください。平成27年度返還分から新たに滞納となられた方が30人おられます。残る5人の方については、平成26年度以前の返還分を含めての滞納者でございます。

内訳でございますけれども、「返還金未納付」が29人おられます。この返還金未納付と申しますのは、返還をしていただくことについて同意をいただいておりますが、まだ返還金の支払いのない方でございます。

次に「返還協議未了」の方が3人おられます。この返還協議未了と申しますのは、返還手続を行うことについて合意が整っていないか、または免除申請を行う予定でおられますけれども、まだ申請をいただいていない方でございます。

次に「訴訟結果待ち」の方が2人おられます。この2人は現在、訴訟係属中の2人でございます。

最後に「所在不明」の方が1人おられます。

以上が「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」についての御説明でございます。

続きまして「(2) 督促・催告等の実施状況」について説明をさせていただきます。平成28年3月末日現在で、平成19年度から平成26年度までの返還分に係る滞納者の方は、裁判手続中の2人を除いて18人おられました。これらの方について催告・特別催告を行っております。

ここで催告・特別催告について若干説明をさせていただきます。資料の14ページを御覧ください。そちらに「(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」をまとめております。

改めてになりますけれども、督促と申しますのは、新規滞納者の方に対して、履行期限経過後、3か月後に実施しているものでございます。履行期限が9月末になりますので、

10月1日から起算して、12月に督促を行っております。

催告と申しますのは、督促を出したあと1年間かけて4回、催告を3か月ごとに実施しております。なお、催告の2回目以降につきましては、保証人に対しても実施しております。

特別催告と申しますのは、催告を4回目まで出しても、なお返還手続きに応じていただけない方について、年2回、6月と12月に行っているものでございます。この特別催告につきましては、保証人に対しても実施しております。

裁判手続対象者につきましては、訴訟提起となる前年の4月と9月に、2回の特別催告を行っております。これは翌年に法的措置に移行する前段階の手続として、11月に最終催告を実施することを考慮して、通常の特別催告から時期を少しずらして実施しているものでございます。

なお、後ほど触れさせていただきますが、今年度は履行期限の到来後に滞納金額が50万円を超える見込みの方はおられないため、訴訟提起に向けた意見聴取を予定しておりません。

それでは、資料の1ページにもう一度お戻りください。平成28年3月末日現在で滞納のある方、18人の内訳は、新規滞納者の方が4人、継続滞納者の方が14人でございます。それぞれ種別ごとに説明をさせていただきます。

新規滞納分でございますけれども、「ア 催告の実施（新規滞納分）」の下に【催告の実施状況】、2ページ目の【催告後の返還手続きの内訳】と表を二つ付けております。合わせて説明をさせていただきます。この新規滞納分は、平成27年9月末日の履行期限が経過して、新たに滞納となりました平成26年度返還分の滞納者でございます。その方が平成28年3月末日現在で4人おられましたが、「相談中」の2人を除きました2人の方に、平成28年6月1日付けで催告の2回目を行いました。

その後、返還手続きが少し進みまして、「相談中」の2人、「催告」の2人、この中から返

還手続に応じられた方がそれぞれ1人ずつ、合計2人おられます。この2人の方については、全て滞納金を完納していただきました。

平成28年9月1日の段階で、催告の3回目になりますが、4人から返還手続に応じられた2人を除きました2人のうち、「相談中」の1人を除いた1人の方に、平成28年9月1日付けで催告の3回目を行いました。その後、9月末までに返還手続に応じられた方が1人おられ、滞納金を完納していただきました。従いまして、2人から1人を除いた1人が、平成28年9月末日現在の新規滞納者となります。

次に「イ 特別催告の実施（継続滞納分）」についてでございます。先ほども申しあげましたように、平成25年度以前の返還分で既に滞納のある方が、平成28年3月末日現在で裁判手続中の2人を除いて14人おられました。

まず2ページ下の【裁判手続対象者向け特別催告の実施状況】、【裁判手続対象者向け特別催告後の返還手続の内訳】の二つの表を合わせて御覧ください。

継続滞納者14人のうち、滞納が継続した場合に、平成29年に裁判手続対象とされていた4人の方については、平成28年4月1日付けで、裁判手続対象者向け特別催告を行いました。この4人については、保証人にも請求を送っております。その後、この4人の方については、平成28年9月末日時点で全て猶予となっております。

次に3ページに移っていただきまして、【特別催告の実施状況】、【特別催告後の返還手続の内訳】の二つの表を合わせて御覧ください。

継続滞納者14人から裁判手続対象者4人を除いた10人のうち、平成28年5月末までに返還手続を行われた5人、及び「相談中」の3人を除いた2人の方に対しまして、平成28年6月1日付けで特別催告を行いました。

その後、返還手続が少し進みまして、「相談中」の3人、「特別催告」の2人、この中から返還手続に応じられた方が3人おられます。うち1人が「特別催告」の中から返還手続に応じられた方でございます。返還手続に応じられた3人のうち、1人は滞納金完納、2

人は猶予となっております。

6月1日時点での滞納者5人から、9月末までに返還手続に応じられた3人を除いた2人が、平成28年9月末日現在の継続滞納者になります。

従いまして、平成28年9月末日現在の滞納者数は、平成26年度返還分の新規滞納者が1人、平成25年度以前返還分の継続滞納者が2人で、計3人ということになりますが、裁判手続中の2人を加えますと5人ということになります。さらに平成28年9月末に平成27年度返還分から新たに滞納者となりました30人を加えた35人が、先ほど1ページの「1（1）借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」で滞納者35人と説明をさせていただきました方々でございます。

次に、「（3）今後の裁判手続対象者の見込み」でございます。3ページを御覧ください。平成28年3月末日時点では、裁判手続対象となる滞納額50万円以上の滞納者は4人おられましたが、重点的に面談を重ねることにより、4人全員が返還手続に応じられました。このため、当面、裁判手続対象者となる滞納者はおられない見込みでございます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。「（4）平成27年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」を件数ベースでまとめております。

平成27年度返還年度について、「対応件数」は1,702件、額にいたしますと1億3,625万3千円となります。この対応件数と申しますのは、平成27年度返還分について、返還猶予、返還免除、返還請求のいずれかを行う必要がある総件数でございます。高校と大学の二つを利用されている方については、2件とカウントしております。

まず「返還猶予」でございますけれども、5件、金額にして30万6千円でございます。平成27年度返還分について猶予決定をした件数でございます。

次に「返還免除」が1,454件、金額にして1億859万8千円でございます。平成27年度返還分について免除決定をした件数でございます。過去に免除決定を行い、平成27年度返還年度も免除中である方の件数も含まれております。

それから最後に「返還請求」でございますけれども、これは「返還猶予」でも、「返還免除」でもないという件数でございます。243件、金額にして2,734万9千円になっております。このうち「収入」が201件、金額2,482万9千円、「未収入」が42件、金額252万円となっております。

それぞれの内訳についてでございますが、まず「返還猶予の内訳」として、「在学中のため」が4件、「収入の大幅な減少のため」が1件でございます。

次に「返還免除の内訳」でございますが、「所得が基準以下のため」が1,454件となっております。

最後に「履行期限の延長の状況」でございます。返還請求243件の内数でございますが、「所得が基準以下のため」が60件、45人でございまして、「履行期限の延長」という処理をさせていただいております。

改めてになりますけれども、この履行期限の延長と申しますのは、所得は免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当いたしません。が、経済的な負担に配慮して、総返還金額は変更しないものの、返還期間を延長することによって1年当たりの返還金額を最大半額にする措置をとっているものでございます。

引き続きまして、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成27年度決定分）」、すなわち一律免除の状況でございます。4ページの下になります。

期限到来による一律免除につきましては、履行期限が到来した債権ごとに免除を年度末に行っておりますものですから、数字は前回、第15回の委員会の資料と全く同じとなっております。よって説明は省略させていただきます。

また、借受者がお亡くなりになられた場合には、判明した時点で死亡者免除として返還残額の一括を免除しておりますが、今回は対象者がおられませんでした。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。「(参考1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成28年9月末日現在)」の表中にそれぞれ数字を入れさせていただいております。これは先ほど4ページ、「1(4) 平成27年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況(件数ベース)」にて御報告をさせていただきましたけれども、平成19年度から26年度までの過去のストックの情報でございます。これを一覧としてまとめております。

続きまして、資料の6ページ、7ページを御覧ください。6ページには、これまで返還猶予を行ってまいりました事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しております。

7ページは、返還免除の事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しております。

それでは、8ページを御覧ください。先ほども申しあげましたけれども、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。平成19年度から26年度までの数字をまとめて挙げさせていただいております。

これも前回、第15回の委員会の資料と同じでございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、9ページを御覧ください。「特別な事情による返還猶予決定の状況(報告分)」でございます。

特別な事情による返還猶予でございますが、過去の監理委員会で事前審査、いわゆる個別審査をいただきまして、返還猶予の承認をいただきました事例と同様の事例につきましては、監理委員会の事前審査、個別審査を経ずに、先に本市のほうで返還猶予の措置をとりまして、その後に開催される監理委員会で報告をさせていただいております。

今回は、報告番号の43番から47番まで、5人の方の報告でございます。それでは1枚おめくりいただきまして、個票でそれぞれ説明をさせていただきます。

10ページを御覧いただけますでしょうか。報告番号43番の方でございます。猶予をした奨学金の対象年度は平成19年度から26年度までの返還分、高校分ということにな

ります。

特別な事情として、類型につきましては「借受者本人の意思表示」ということで、Cをメインとして、サブ的にA-2（家庭等の事情）を適用しているものでございます。考慮すべき背景としては、a（行政不信等）を適用しております。

簡単に経過のほうを説明させていただきます。これまで、「面談困難」ということで分類をさせていただいていた方でございます。平成21年5月時点から、連絡対象者である保証人、それから借受者本人が、所在不明ということで、制度変更について説明ができておりませんでした。

平成22年の2月に初めて連絡対象者の所在が判明いたしまして、連絡対象者の自宅を訪問して、説明を行わせていただきましたけれども、制度変更について納得がされずに、その後も連絡対象者にはきちんと説明できない状況が続きました。

平成24年5月に訪問させていただいたときも、連絡対象者の方の体調が悪くて、話を聞いていただけずに、また借受者本人ともなかなか連絡が取れないということをおられました。

平成28年1月に、連絡対象者宅を訪問した際も連絡対象者の方は返還に納得されていない状況が続いておりました。

しかし、平成28年6月に連絡対象者宅を訪問しましたところ、借受者本人が在宅されておりまして、借受者本人にこれまでの経過、それから返還免除制度の概要説明を行いましたところ、借受者本人は連絡対象者の方とは異なり、「奨学金を利用したことは知っていたけれども、返還を求められているということは知りませんでした。そのため滞納になっていたことを初めて知り、手続きを行わなければならないのであれば、至急に手続きをします。」という申し出が借受者本人からございました。

平成28年7月になりまして、制度変更について理解をされ、返還猶予の申請書が提出されたものでございます。今後は連絡対象者、借受者本人できちんと対応していくという

ことを言われております。

続きまして、11ページを御覧ください。報告番号44番、45番でございます。この方たちは兄弟姉妹の関係にある方でございます。

44番の方が、平成19年度から26年度返還分の大学分、45番の方が平成21年度から26年度返還分の大学分ということになっております。

この方々につきましても、旧類型のC（借受者本人の意思表示）をメインに、A-2（家庭等の事情）をサブ的に適用しているものでございます。考慮すべき背景としては、a（行政不信等）を適用しております。

これまでの経過でございますけれども、この方たちは、これまで「訴訟結果待ち」に分類していたものでございます。平成21年7月から連絡対象者である保証人の方に接触を行い始めましたけれども、京都市に対する行政不信ということで、厳しい御意見を頂戴しておりました。「同和奨学金の趣旨から外れている。」「京都市が責任を負うべきで、住民に責任転嫁をするな。」などという厳しい意見を出され、京都市に対する強い不信感が示されておりました。

その後、何度となくこの連絡対象者の方と接触をしまいましたが、なかなか進展せずに、平成22年11月に保証人の方と面談をさせていただいたときに、「返還も免除申請もするつもりはない。裁判で決着をつけることになるのではないか。」というお話がございました。

その後も継続して、この連絡対象者の方と面談をしまいましたが、進展は特になく、平成24年3月に面談をさせていただいたときも、従来の考えに変わりはないこと、2人の借受者は、旧同和地区出身であるということは承知しているけれども、奨学金の利用については承知していないこと、また、借受者のうちのお1人は婚姻していることから、裁判となった場合については配慮してほしいという発言がございました。

その後も面談を続けてまいりましたが、連絡対象者である保証人の方は、従来の

考えを変えるつもりはないということでございました。

しかしながら、このまま滞納が続いた場合、平成２９年４月に借受者２人は訴訟提起の対象となってまいりますものですから、平成２８年３月に改めて保証人の方と面談を行いました。

このあたりから、少し連絡対象者である保証人の方の対応が変わってまいりまして、次のページになりますが、１２ページを御覧ください。

保証人の方は、それまでの考え方を変えないということも言われておられたのですが、返還手を拒否している周囲の方の対応も一定の目処がたってきたということも聞かれたことから、平成２８年８月になりますけれども、「連絡対象者自身としては制度変更について決して納得したわけではないけれども、借受者２人にはこれまでの経過、今後のことについて説明をする。」と述べられました。

その後、連絡対象者である保証人から、借受者２人に説明をしていただきましたところ、御本人達は、「奨学金について返還を求められているということは知らなかった。手続きを行わなければならないのであれば、手続きを行う。また、今後は、自分たちが手続きを行っていく。」と述べられたということで、８月末日に借受者２人から、返還猶予申請書が提出されたものでございます。

続きまして１３ページを御覧ください。報告番号４６番が平成２２年度から２６年度返還分の高校分と大学分の方。それから報告番号４７番が平成２３年度から２６年度返還分の高校分の方でございます。この方達もそれぞれ兄弟姉妹関係にある方でございます。

これにつきましても、類型としては旧類型のＣ（借受者本人の意思表示）をメインに使いまして、Ａ－２（家庭等の事情）をサブ的に適用しております。

考慮すべき背景としては、ａ（行政不信等）を適用しております。

この方達につきましても、これまで「訴訟結果待ち」に分類していたものでございます。先ほどの報告番号４４番、４５番とよく似た経過になっておりますけれども、平成２１年

8月から、連絡対象者である保証人の方と接触をしまいましたが、保証人の方は、報告番号44番、45番の保証人の方と同じような対応をとってられました。

その後も、何度となく連絡対象者である保証人の方と接触をしまいましたが、特に進展はございませんでした。

この方達につきましても、中ほどにありますけれども、借受者の1人の方が、平成29年4月に、このまま滞納が続けば訴訟提起の対象となりますものですから、平成28年4月に催告書と合わせて面談を行いました。そのあたりから少しずつ話を聞いていただくようになりました。

下のほうになりますけれども、平成28年7月に保証人の方と面談をしたところ、借受者2人は奨学金については知らないという話がありました。

その後、地域の返還手続を拒否している方への対応についても一応目処がついたことから、平成28年9月に改めて保証人の方に手続を行うようお話をしたところ、連絡対象者である保証人の方からは、決して制度変更について自分自身は納得していないけれども、今後のことも含めて借受者2人に説明をした。その結果、借受者本人たちは、「奨学金については知らなかったけれども、手続を行わなければならないのであれば手続を行います。」と述べられたということでございます。

その後、この保証人の方を通じて、借受者2人から返還猶予申請書が提出されたものでございます。

少し長くなりましたけれども、資料1の説明については以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、委員の皆様から何か御質問等はございませんでしょうか。

(特に質問等なし)

特にございませんか。そうしましたら１点だけですけれども、今後の裁判手続対象者見込みのところ、３ページで、「滞納額５０万円以上の滞納者は４人いたが、重点的に面談を重ねることによって全員が返還手続に応じられた。」ということですから、面談されたのは連絡対象者ですか。借受者御本人ですか。

○事務局

４人とも全て連絡対象者で、保証人の方に面談をさせていただいております。借受者御本人とは直接、話はしておりません。

○山下委員長

分かりました。特にその他、委員の先生から御質問がなければ、次の議題に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

(特に質問等なし)

引き続き２件目の報告事項、「特別な事情による返還猶予」について報告を受けたいと思いますので、事務局から御報告をお願いします。

○事務局

それでは資料の１５ページ、資料２を御覧ください。「特別な事情による返還猶予」についての御報告でございます。

まず、第１４回監理委員会におきまして、審議事項の一つとなっております、「特別な事情による返還猶予制度の見直し」について、手短に振り返らせていただきます。

第１４回監理委員会では、第４回監理委員会での制度導入当初からの事情変更を考慮して、特別猶予を認める類型を廃止・修正・追加することについて御審議をいただきました。

制度見直しの全体像は参考に記載しましたとおりでございます。見直しのポイントを申

し上げますと、旧類型A及び旧類型Bを廃止して、旧類型Cについては新類型Cとして修正し、新規類型Dを追加するということでした。

資料を1枚おめくりいただきまして、16ページを御覧ください。「(2) 審議結果」といたしまして、「従来猶予を認めてきた類型を一部廃止し、新類型を追加するということであるが、旧類型を残しておくという考えはなかったか。旧類型を廃止することで、不利益を被る方が生じるのではないか。」という御意見をいただき、これを踏まえ、経過措置として、平成27返還年度が終了する平成28年9月末までは、旧類型も新類型と並存して適用する。また、旧類型の適用可能性の有無を精査のうえ、経過措置期間終了後も旧類型を残置したほうがよいと判断される場合には、第16回監理委員会において、審議事項として、改めて旧類型A及び旧類型Bの存続についてお諮りし、一方残置する必要性がないと判断される場合には、委員会においてその旨を理由と併せて報告する。ということで、条件付きの御了解をいただきました。

以上が、ほぼ1年前の、第14回監理委員会における審議結果でございます。

第14回監理委員会が開催されました平成27年12月16日以降、平成28年9月末までの期間に、旧類型の適用可能性の有無について精査してまいりましたが、旧類型を残置する必要性はないという判断に至りましたので、御報告をさせていただきます。

それでは「2 旧制度(類型A, B) 残置の不要性」の「(1) 経過措置期間終了時点(平成28年9月末時点)の旧類型適用可能性」を御覧ください。平成27年9月末時点で、平成25年度以前返還分の滞納があった方は21人でございます。この21人から、訴訟となりました3人及び所在不明の1人を除いた17人につきましては、旧類型A、旧類型Bの適用可能性がございました。この17人に係る滞納分についての、平成27年9月末時点の状況、平成28年9月末時点の状況は、それぞれ表のとおりまとめております。

旧類型適用の可能性がございました計17人の内訳は、平成27年9月末時点では、「訴訟結果待ち」が9人、「返還協議未了(面談困難)」が3人、「返還金未納付」が5人ござ

いました。

これが1年経過いたしました平成28年9月末時点では、「特別猶予適用済み」が今回報告させていただきました5人を含めまして10人、「返還済み」が4人、「納入誓約により分納中」が2人、「返還金未納付」が1人となっております。

このうち、平成28年9月末時点で「特別猶予適用済み」となりました10人につきましては、16ページから17ページにかけての表のとおりでございます。報告番号38番につきましては、第14回の委員会で報告させていただいたものでございます。報告番号39番から42番につきましては、前回、第15回の委員会で報告させていただいたものでございます。報告番号43番から47番につきましては、先ほど報告させていただいたものでございます。

いずれにつきましても、本人の意向を確認したうえで、本人が返還手続きに応じる旨の意思表示をしたことを前提に、旧類型Cをメインとして適用しており、旧類型A、旧類型Bについては猶予に至った背景を考慮して、サブ的、補助的に適用しているものでございます。

平成28年9月末時点で「特別猶予適用済み」以外の7人につきましては、4人が「返還済み」、2人が「納入誓約により分納中」となっており、これらの方々は今後、特別猶予の旧類型を適用する可能性はございません。「返還金未納付」となっております1人につきましても、平成28年11月に「返還済み」となっており、同様に今後、特別猶予の旧類型を適用する可能性はございません。

なお、平成26年度返還分のみの滞納者につきましても、資料1の1ページで御説明させていただきましたように、平成28年3月末時点での4人の滞納者が、平成28年9月末時点では1人となっておりますけれども、この1人につきましても平成28年10月に「返還済み」となっておりまして、特別猶予を適用する可能性はなくなっております。

次に、「(2) 経過措置期間終了後の旧類型適用可能性」でございますが、平成27年度

返還分以降に新たに滞納を生じた方については、今後、特別猶予を適用する可能性はございます。しかしながら、これらの方々は全て、少なくとも一度は奨学金制度について理解したうえで返還手続きに応じていただいているため、今後、特別猶予について新類型である修正C及びDを適用することはあったとしても、「対応検討期間不足」を理由とする旧類型A、及び「重大な誤解による制度不理解」を理由とする旧類型Bの適用可能性はございません。

以上から、旧類型A及び旧類型Bについては、その適用対象者はいなくなったと言えるため、経過措置期間満了時である平成28年9月末時点をもって廃止することとするものでございます。

資料2の説明については以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。ただいまの報告について、委員の皆様から何か御質問等がございますでしょうか。

(特に質問等なし)

そういたしましたら、次に3件目の報告事項に移りたいと思います。「奨学金等の返還請求訴訟の状況」について、事務局から報告をよろしくお願いします。

○事務局

それでは資料の18ページ、資料3を御覧ください。「奨学金等の返還請求訴訟の状況」についてでございます。

前回、第15回委員会におきまして、No. 1及びNo. 3の事件については、「判決確定の目途は、争点が同じで判決が確定したNo. 2の事件から類推して、平成28年7月頃と見込んでおります。」という報告をさせていただきました。

しかしながら、昨日現在、いまだ最高裁からの決定通知は本市に届いていない状況でございます。

このため、資料3につきましては、18ページの冒頭に記載しております、訴訟の概要の「4 No. 1 及び No. 3 の事件について」の3行目に一文を追記したのみで、それ以外の部分は追加修正を行っておりません。

前回の委員会で、山下委員長や藤原委員からも「判決確定の目途が少し早すぎるのではないか。」という御意見をいただきましたが、まさにそのとおりの結果となりました。

見込みが甘かったことを反省いたしますとともに、最高裁からの決定通知が届きましたら、委員の皆様方には速やかに御報告をさせていただきたいと考えております。

資料3の御説明については、以上でございます。

○山下委員長

ただいまの報告について、委員の皆様から何か御質問等はございますでしょうか。

(特に質問等なし)

ありがとうございました。報告関係については以上となります。

せっかくの機会ですので、全体を通じて何かお気づきの点などございましたら、よろしくをお願いします。

(特になし)

そういたしましたら、最後の案件につきましては、次回の委員会が来年6月に予定されると思うのですが、その時までに決定があれば当然、御報告をいただくということになろうかと思えます。

それでは、これをもって閉会となると思うのですが、事務局から最後に報告、連絡事項等がございましたらよろしくお願いします。

○事務局

御審議，ありがとうございました。本日の議事録ですけれども，事務局で案を作成いたしまして，山下委員長に御確認いただいたうえで，ホームページで公表していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次回の委員会ですけれども，今，委員長のほうからも御案内がありましたが，来年の6月頃の開催を予定しております。議題につきましては，平成28年度返還分の取組状況や訴訟の状況等の御報告を予定しております。

詳細な日程につきましては，改めて調整させていただきたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

最後に，現在の委員の任期ですけれども，来年3月までとなっております。京都市のルールで，3期6年までということが決められておりますので，山下委員長，西田委員については今期末で御勇退いただくことになります。

この6年間を振り返ってみますと，裁判を3件提起して，そのうち1件については確定判決を得ることができたこと，また，滞納者につきましても大幅に減少しまして，多くの借受者の方に手続に応じていただけるようになったこと，このように，返還事務は大きく改善してきたところでございますけれども，これも委員の皆様の貴重な御意見をいただいたこと，あるいは御指導いただいたことのおかげであると考えております。本当にありがとうございました。

藤原委員と玉置委員につきましては，引き続きお願いしたいと考えておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。ありがとうございます。

そうしましたら，これをもちまして第16回の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(終了)